

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(9)

目 次

規 則

○富山県会計規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第30号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 114条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。

- (1) 取得後直ちに消費する物品
- (2) 借入れ当日に返却する物品
- (3) 前号に掲げるもののほか、前条第 3 項に規定する物品管理者の出納の通知（第 109条第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書の規定による場合に限る。）に係る物品

第 117条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。

- (1) 取得後直ちに消費する物品
- (2) 借入れ当日に返却する物品
- (3) 前号に掲げるもののほか、第 113条第 3 項に規定する物品管理者の出納の通知（第 109条第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書の規定による場合に

限る。)に係る物品

別表第 2 保育専門学院の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(出 納 課)